

# 神栖市立図書館ボランティア活動要項

平成28年9月改訂

## 1. 趣旨

ボランティア活動は、個人の自由意志により、その技術や時間等を進んで提供し社会に貢献するものである。

ボランティアの参加により図書館活動が豊かになり、ボランティア実践者が自己実現を目指し、仲間とともに生き方の質を高めていくことができるような活動を推進する。

## 2. 活動内容

ボランティア活動は、図書館法に規定する図書館の活動を補完・支援・援助するものであり、概ね次の活動とする。

- ① 催し物・行事ボランティア  
展示コーナーの企画実施、本のリサイクル等
- ② 業務ボランティア  
配架作業・資料点検・新聞の切り抜き・破損図書の修理
- ③ 広報活動に関するボランティア  
地域での広報活動・図書館だより・チラシの発行等
- ④ 児童などに関するボランティア  
赤ちゃんタイム支援、読み聞かせ・紙芝居・折り紙等、
- ⑤ 障害者に関するボランティア  
対面朗読・手話奉仕・録音テープ作成・拡大読書機・音声読書機利用者の補助等
- ⑥ 国際交流等に関するボランティア  
外国語による案内等
- ⑦ 図書館の環境美化に関するボランティア  
花植えなど簡単な花だんの管理・掃除等簡単な美化活動

3. 前項に規定するボランティア活動を組織的・継続的に行うことを希望する個人また団体は、ボランティアの登録をし、図書館長の指示に従って行動するものとする。

4. ボランティアの活動時間については、職員の勤務時間内とし、登録者の都合に応じた日・時間に活動するものとする。※「ボランティアの活動時間」表のとおり

5. 図書館長はボランティア登録をしている個人または団体に、その活動を依頼することができる。

6. ボランティア活動に際して知り得た利用者のプライバシーは、漏らさないものとする。

7. ボランティアの活動が図書館の運営に支障を及ぼす場合、図書館長はその個人又は団体に対しその活動の依頼を取り消すことができる。

8. ボランティアは、職員と協力し利用者へのサービス向上に努めるものとする。

9. 図書館は必要に応じて、ボランティアとの連絡会・研修会等を行う。

10. ボランティアは無報酬（実費弁償程度のものを除く。）とする。

11. ボランティア対象年齢は中学生以上とする。（18歳未満の場合は保護者の同意が必要）

12. 個人またはグループ対し、感謝状を贈ることができる。

## 13. その他

（1）学校等からの課題としての「ボランティアの体験」については職場体験として扱い、この要項は適用しない。

(表) ボランティアの活動時間

図書館名	曜日・時間	
中央図書館	水曜日, 土曜日, 日曜日, 祝日	午前 9 時 30 分～午後 6 時
	木曜日, 金曜日	午前 9 時 30 分～午後 7 時
	火曜日	午前 9 時～午後 6 時
うずも図書館	火曜日～日曜日	午前 9 時 30 分～午後 6 時